



令和8年1月30日  
九州地方整備局  
菊池川河川事務所

## 令和8年度 災害時協力会社の公募について

～ 災害発生時の迅速かつ的確な対応の推進を目指して ～

国土交通省菊池川河川事務所では、災害時における迅速な被災状況の把握や的確な災害対応を図るため、建設会社及び建設コンサルタントとの協定により、事前の体制強化を推進しています。

今回、令和8年度の災害時における体制強化に向け、下記により広く協力会社を公募し協定締結を行います。

### 記

1. 公募期間 令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）
2. 公募部門
  - I 災害時等応急対策（土木部門）
    - 洪水時等の河川巡視及び応急対策工事
    - 災害対策用機械機器の運搬・運転
    - 緊急内水対策車（排水ポンプ車）の運用
  - II 災害時等応急対策（機械部門）
  - III 災害時等応急対策（光ケーブル関係等部門）
  - IV 災害時等応急対策（測量・設計、地質調査部門等）
3. その他 公募方法等は菊池川河川事務所の掲示板及び以下の当事務所ホームページに掲載しています。  
■ <http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/>

### 【問い合わせ先】

九州地方整備局 菊池川河川事務所	
副所長	山本 恭裕（内線 204）
工務課長	原田 光博（内線 311）
管理課長	向窪 広幸（内線 331）
流域治水課長	星子 智明（内線 351）
TEL	0968-44-2171（代表）

# 災害時協力会社公募概要

## I 災害時等応急対策（土木部門）

### 1. 業務の概要

本協定は、菊池川河川事務所の直轄管理区間において、風水害や地震等による堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは予測された場合、河川・ダムの巡視や点検又は応急対策工事並びに排水ポンプ車の出動等を想定し、あらかじめ災害時協力会社と協定を締結することで、被害施設の早期発見、応急対策及び災害の拡大防止に資することを目的としています。

### 2. 公募の内容

#### (1) 協定名

令和8年度菊池川河川事務所管内における  
災害時等応急対策に関する基本協定（土木部門）

#### (2) 必要協力会社数

菊池川河川事務所管内 2 出張所（玉名、山鹿）、1 管理支所（竜門ダム）で  
17 社程度

玉名出張所	5 社程度
山鹿出張所	11 社程度
竜門ダム管理支所	1 社程度

#### (3) 公告場所

①菊池川河川事務所掲示板	山鹿市山鹿 178 番地
②玉名出張所掲示板	玉名市津留字大川端 607 番地 3
③山鹿出張所掲示板	山鹿市志々岐 10 番 2
④竜門ダム管理支所掲示板	菊池市龍門 870 番地
⑤国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所ホームページ	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/">http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/</a>

#### (4) 本基本協定に関する手続等

##### 1) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）  
土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿 178  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 2階 工務課
- ③ 交付方法：手渡しにより交付します。

#### (5) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間

提出期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）17時必着

※詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

### 【問い合わせ先】

九州地方整備局	菊池川河川事務所
工務課長	原田 光博（内線 311）
TEL 0968-44-2171（代表）	

令和8年1月30日

# 災害時協力会社公募概要

## II 災害時等応急対策（機械部門）

### 1. 業務の概要

本協定は、菊池川河川事務所が直轄管理を行う河川又はダムの機械設備において、風水害や地震等による堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは予測される場合に、機械設備の故障・不具合に対し緊急的に対応を実施することを想定し、あらかじめ災害時協力会社（以下「協力会社」という。）と協定を締結することで、被害施設の早期発見、応急対策及び災害の拡大防止に資することを目的としています。

### 2. 公募の内容

#### （1）協定名

令和8年度菊池川河川事務所管内における  
災害時等応急対策に関する基本協定（機械部門）

#### （2）必要協力会社数

菊池川河川事務所管内 2出張所（玉名、山鹿）、1管理支所（竜門ダム）で  
22社程度

排水ポンプ設備	3社程度
堰・水門設備	4社程度
樋門・樋管設備	6社程度
竜門ダム設備	9社程度

#### （3）公告場所

①菊池川河川事務所掲示板	山鹿市山鹿178番地
②玉名出張所掲示板	玉名市津留字大川端607番地3
③山鹿出張所掲示板	山鹿市志々岐10番2
④竜門ダム管理支所掲示板	菊池市龍門870番地
⑤国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所ホームページ	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/">http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/</a>

#### （4）本基本協定に関する手続等

##### 1) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）  
土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 2階 工務課
- ③ 交付方法：手渡しにより交付します。

#### （5）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間

提出期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）17時必着

※詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

#### 【問い合わせ先】

九州地方整備局

工務課長

TEL

菊池川河川事務所

原田 光博（内線 311）

0968-44-2171（代表）

令和8年1月30日

# 災害時協力会社公募概要

## III 災害時等応急対策（光ケーブル関係等部門）

### 1. 業務の概要

本協定は、菊池川河川事務所の直轄管理区間において、大規模な災害が発生した場合、緊急的に応急対策（光ケーブルの応急復旧を主とする）を実施することを想定し、あらかじめ災害時協力会社として協定締結をすることで、迅速な応急復旧に資することを目的としています。

### 2. 公募の内容

#### （1）協定名

令和8年度菊池川河川事務所管内における  
災害時等応急対策に関する基本協定（光ケーブル関係等部門）

#### （2）必要協力会社数

菊池川河川事務所管内 2出張所（玉名、山鹿）、1管理支所（竜門ダム）で  
2社程度

#### （3）公告場所

①菊池川河川事務所掲示板	山鹿市山鹿178番地
②玉名出張所掲示板	玉名市津留字大川端607番地3
③山鹿出張所掲示板	山鹿市志々岐10番2
④竜門ダム管理支所掲示板	菊池市龍門870番地
⑤国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所ホームページ	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/">http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/</a>

#### （4）本基本協定に関する手続等

##### 1) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）  
土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 2階 管理課
- ③ 交付方法：手渡しにより交付します。

#### （5）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間

提出期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）17時必着

※詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

### 【問い合わせ先】

九州地方整備局 菊池川河川事務所  
管理課長 向窪 広幸（内線 331）  
TEL 0968-44-2171（代表）

令和8年1月30日

# 災害時協力会社公募概要

## IV 災害時等応急対策（測量・設計部門）、（地質調査部門） （流量検討・河道計画検討等部門） （航空写真撮影部門）

### 1. 業務の概要

本協定は、菊池川河川事務所が直轄管理を行う河川又はダムにおいて、大規模な災害が発生若しくは予測された場合、迅速且つ的確な災害対応を行うため、事前に災害時協力会社として協定を締結し、災害時の測量・設計、地質調査、流量検討・河道計画検討等、航空写真撮影を迅速に対応できる体制を構築します。

### 2. 公募の内容

#### （1）協定名

令和8年度菊池川河川事務所管内における  
災害時等応急対策に関する基本協定  
(測量・設計部門)、(地質調査部門)  
(流量検討・河道計画検討等)  
(航空写真撮影部門)

#### （2）協定対象部門

協定対象部門	協定対象区間	参考(R7年度協定実績企業数)
測量・設計部門	菊池川河川事務所管内	12社
地質調査部門		10社
流量検討・河道計画検討等		4社
航空写真撮影部門		4社

#### （3）公告場所

- ①菊池川河川事務所掲示板 山鹿市山鹿178番地  
②玉名出張所掲示板 玉名市津留字大川端607番地3  
③山鹿出張所掲示板 山鹿市志々岐10番2  
④龍門ダム管理支所掲示板 菊池市龍門870番地  
⑤国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所ホームページ  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/>

#### （4）本基本協定に関する手続等

- 1) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法  
① 交付期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）  
土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。  
② 交付場所：〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 2階 流域治水課  
③ 交付方法：手渡しにより交付します。

#### （5）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間

提出期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）17時必着  
※詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

### 【問い合わせ先】

九州地方整備局 菊池川河川事務所  
流域治水課長 星子 智明（内線 351）  
TEL 0968-44-2171（代表）

# 公 告

## 令和8年度菊池川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定 (土木部門) の締結

次のとおり公告します。

令和8年1月30日

国土交通省九州地方整備局  
菊池川河川事務所長 上水樽 昌幸

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、菊池川河川事務所の直轄管理区間において、風水害や地震等による堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは予測された場合、河川・ダムの巡視や点検又は応急対策工事並びに排水ポンプ車の出動等を想定し、あらかじめ災害時協力会社（以下「協力会社」という。）と協定を締結することで、被害施設の早期発見、応急対策及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

#### (2) 基本協定区間

基本協定締結区間は表－1のとおりであり、17区間にそれぞれに各々の協力会社と基本協定を締結するものとする。

なお、被害施設等の早期復旧を目的とした照明車等の災害対策用機械機器、及び排水ポンプ車の運用については、管内の全区間を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長又は災害支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

(表-1) 基本協定締結区間（案）

## 令和8年度 基本協定締結区間

班名	基本協定締結区間			距離(Km)	担当業者
1	菊池川	左右岸	0k000 ~ 5k625	11.25	玉名出張所
2	菊池川	右岸	5k625 ~ 10K650	5.03	
	繁根木川	左右岸	0K000 ~ 3K000	6.00	
3	菊池川	左岸	5k625 ~ 12K700	7.08	
	木葉川	左右岸	0K000 ~ 1K800	3.60	
4	菊池川	右岸	10K650 ~ 23K900	13.30	
5	菊池川	左岸	12K700 ~ 26K500	13.80	
6	菊池川	右岸	23k900 ~ 30k400	13.80	
7	菊池川	左岸	26k500 ~ 36k000	9.50	
8	菊池川	右岸	30k400 ~ 30k800	0.40	
	岩野川	左右岸	0K000 ~ 4K900	9.00	
9	菊池川	右岸	30K800 ~ 39K600	8.80	山鹿出張所
	菊池川	左岸	36k000 ~ 38k000	2.00	
10	合志川	左岸	0k000 ~ 10k400	10.40	
11	合志川	右岸	0k000 ~ 10k400	10.40	
12	菊池川	左岸	38K000 ~ 49K800	11.80	
13	菊池川	右岸	39K750 ~ 49K800	10.05	
14	迫間川	左右岸	0K000 ~ 4K400	8.80	
15	上内田川	左右岸	0K000 ~ 2K200	4.40	
16	迫間川	左右岸	4K400 ~ 9K300	9.80	
17	竜門ダム湖左右岸				竜門ダム管理支所

(3) 協定期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 協力会社の選定については、災害時等における応急対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況、安全管理等を総合的に評価して協力会社を選定する。

なお、基本協定締結区間については、応募状況をふまえ申請時の希望区間を尊重するものとするが、別途協議・調整することもある。

#### (5) 本協定締結後の工事の請負契約

- 1) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。  
但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

### 2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度の一般土木工事に係る(C~D)等級の一般競争参加資格の認定を令和8年4月1日時点において受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。  
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 建設業法に基づく本店が、熊本県の玉名市、山鹿市、菊池市、和水町、熊本市北区植木町に所在すること。  
なお、本店の所在地と基本協定締結区間の関係については、以下の表-2のとおりとする。

(表-2)

出張所・支所管内	対象区間名	協力会社数	本店の所在地
玉名出張所	1班~5班	5社程度	玉名市、山鹿市、菊池市、和水町、 熊本市北区植木町
山鹿出張所	6班~16班	11社程度	
竜門ダム管理支所	17班	1社程度	
計		17社程度	

- (5) 経常建設共同企業体にあっては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度の一般土木工事に係る(C~D)等級の一般競争参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度の一般土木工事に係る(C~D)等級の一般競争参加資格の認定を令和8年4月1日時点において受けていること及び令和9年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

- (6) 申請書及び技術資料の提出期限の日から協定締結の日までの期間において、九州地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止(及び建設コンサルタント業務等に関し指名停止)を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178 (電話 0968-44-2171) (FAX番号 0968-44-4673)  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所  
担当 : 工務課長 (内線311)  
工務係長 (内線312)  
qsr-kikuc\_koumu02@mlit.go.jp

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和8年1月30日(金)から令和8年2月19日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 2階 工務課
- ③ 交付方法 : 手渡しにより、電子媒体(CD)で交付する。

#### (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和8年1月30日(金)から令和8年2月19日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : メール又は郵送(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。  
提出期間内に必着。)により提出する。

### 4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、協力会社の評価及び選定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は当事務所が発注する工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。

# 公 告

## 令和8年度菊池川河川事務所管内における 災害時等応急対策に関する基本協定（機械部門）の締結

次のとおり公告します。

令和8年1月30日

国土交通省九州地方整備局  
菊池川河川事務所長 上水樽 昌幸

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、菊池川河川事務所が直轄管理を行う河川又はダムの機械設備において、風水害や地震等による堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは予測された場合に、機械設備の故障・不具合に対し緊急的に対応を実施することを想定し、あらかじめ災害時協力会社（以下「協力会社」という。）と協定を締結することで、被害施設の早期発見、応急対策及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

#### (2) 基本協定の対象施設、設備要件及び応急対策内容

基本協定の対象設備は、菊池川河川事務所が直轄管理する機械設備とする。  
なお、対象施設、設備要件及び応急対策内容は、別表のとおりとする。

#### (3) 協定期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

#### (4) 協力会社の選定

1) 本協定の締結を希望する会社は、技術資料（様式－1）を協定対象施設毎に提出するものとする。また、設備区分に関係なく協定対象施設を重複申請できるものとする。

設 備 区 分	協 定 対 象 施 設	協力会社数
排水ポンプ設備	玉名排水機場	1 社程度
	志々岐排水機場	1 社程度
	江栗排水機場	1 社程度
堰・水門設備	山鹿大堰	1 社程度
	加恵堰	1 社程度
	寺田水門	1 社程度
	菰入水門	1 社程度
樋門・樋管設備	山鹿出張所管内の樋門・樋管	3 社程度
	玉名出張所管内の樋門・樋管	3 社程度
竜門ダム設備	ダム放流設備	3 社程度
	津江導水路機械設備	3 社程度
	立門導水路機械設備	3 社程度

2) 協力会社の選定については、提出された技術資料を基に5. (1) で評価した評価点の合計が

高い者から協力会社を選定し、評価点合計が同じ場合には、評価項目①、②の合計が高い者から下記設備区分の協定対象施設毎に選定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については選定しない。

3) 対象施設に希望が集中する等、協力会社数に過不足が生じた場合は、技術資料を提出した者の範囲内で調整を行うことがある。

#### (5) 協定締結後の作業の請負契約

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

ただし、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

## 2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を令和8年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（協定締結参加資格確認申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

(5) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協力会社は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

(6) 技術資料の提出期限の日から協定締結の日までの期間において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 別表にある設備区分毎の設備要件を満たす工事又は点検整備業務で平成22年度以降（平成22年4月1日から公示日までの間）に以下の①又は②を元請けとして完成させた実績を有すること。

① 設備を製作し据付した工事又は設備を修繕（改造、更新含む。）した工事

なお、「製作し据付した」とは自社工場で設備全体のシステム設計及び主要機器の製作を行い、設備全体を施工した場合とする。

② 設備を点検整備した業務

ただし、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

- (9) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、指示のあった施設へ技術者が速やかに到着できること。

### 3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

住 所 : 〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178

国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所

電話番号 : 0968-44-2171

FAX番号 : 0968-44-4673

担当 当 : 工務課長（内線311）、機械係長（内線492）

アドレス : qsr-kikuc\_koumu02@mlit.go.jp

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 : 令和8年1月30日（金）から令和8年2月19日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 交付場所 : 〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178  
国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所 2階 工務課

③ 交付方法 : 手渡しにより、電子媒体（CD）で交付する。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 : 令和8年1月30日（金）から令和8年2月19日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所 : 上記3. (1) に同じ。

③ 提出方法 : メール又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

### 4. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定の参加希望者は、1. (4) 1) より希望する設備区分、協定対象施設毎に様式-1にて申請するものとする。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することが出来ない。

なお、提出期間、場所及び方法については、3. (3) による。

(2) 申請書は、「様式-1」により作成すること。

①会社の代表印を押印すること。

②希望する設備区分、協定対象施設名を必ず記入すること。

(3) 参加資格の確認は申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月6日

(金)までにFAX、書面又はメールにより通知する。

## 5. 評価方法

(1) 評価は、以下の方法で行う。

評価項目	評価内容	評価点
①技術者の所在地	出動先となる最寄りの本支店等から別紙「設備区分毎の設備要件及び応急対策内容」に記載の派遣場所までの車両による到達所要時間に応じて評価する。	30
②工事又は点検・整備業務等の実績	設備区分毎の工事又は点検整備業務で元請けとして、平成22年度以降（平成22年4月1日から公示日までの間）に完成させた実績を2件まで記載する。 評価は、1件毎に菊池川河川事務所、九州地方整備局管内事務所（港湾空港関係を除く。）、国・公団等、地方公共団体の順に評価する。	30
③災害協定の締結実績	対象となる協定は、本公告1.（1）と同様な機械設備に関する災害協定とし、過去2ヶ年度+当該年度（令和5年4月1日から当該公告日までの間）に締結したものの中から代表的な実績を1件記載する。 評価は、菊池川河川事務所、九州地方整備局管内事務所（港湾空港関係を除く。）、国、県、市町村の順に評価する。	30
④保有技術者数	九州地方整備局管内の本支店または営業所等に在籍する、1級または2級土木施工管理技士保有技術者的人数に応じて評価する。	10

(2) ヒアリングについて

提出された技術資料等に疑義が有る場合又は技術力の確認等が必要となった場合は、ヒアリングを実施する。

- ①日 時：令和8年2月26日（木）から令和8年2月27日（金）までの間を予定している。
- ②場 所：国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 会議室
- ③内 容：提出資料に基づき、質疑を行う。
- ④ヒアリング対象者：ヒアリングの対象者は担当連絡者と協議し決定する。
- ⑤その他：ヒアリング日時、場所については後日電話にて通知する。

## 6. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ①提出期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月13日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ②提出場所：上記3.（1）と同じ。
- ③提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。  
(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、菊池川河川事務所工務課長へ電話で確認すること。（不在の場合は工務課職員で可）

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和8年2月19日（木）までに行う。

## 7. 協力会社の選定及び通知

本協定の協力会社については、提出の技術資料に基づき評価・選定する。  
その結果は、令和8年3月6日（金）までにFAX又はメールにて通知し、その後郵送にて送付する。

## 8. 非選定理由の説明

(1) 選定しなかった旨の通知を受けた者は、当職に対して非選定理由について、次に従い説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

①提出期限：令和8年3月12日（木）17時00分

②提出場所：3（1）と同じ

③提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、菊池川河川事務所工務課長へ電話で確認すること。（不在の場合は、工務課職員で可）

(2) 当職は、説明を求められたときは受領期限後5日以内（土曜、日曜、祝日等を含まない）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

## 9. その他

(1) 本協定締結後は当事務所が発注する工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。

(2) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 当職は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 提出された技術資料は返却しない。

(5) 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出及び技術資料の無効

本公告に示した参加資格に適合していない者の提出、又は技術資料に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

(7) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

別表

## 設備区分毎の設備要件及び応急対策内容

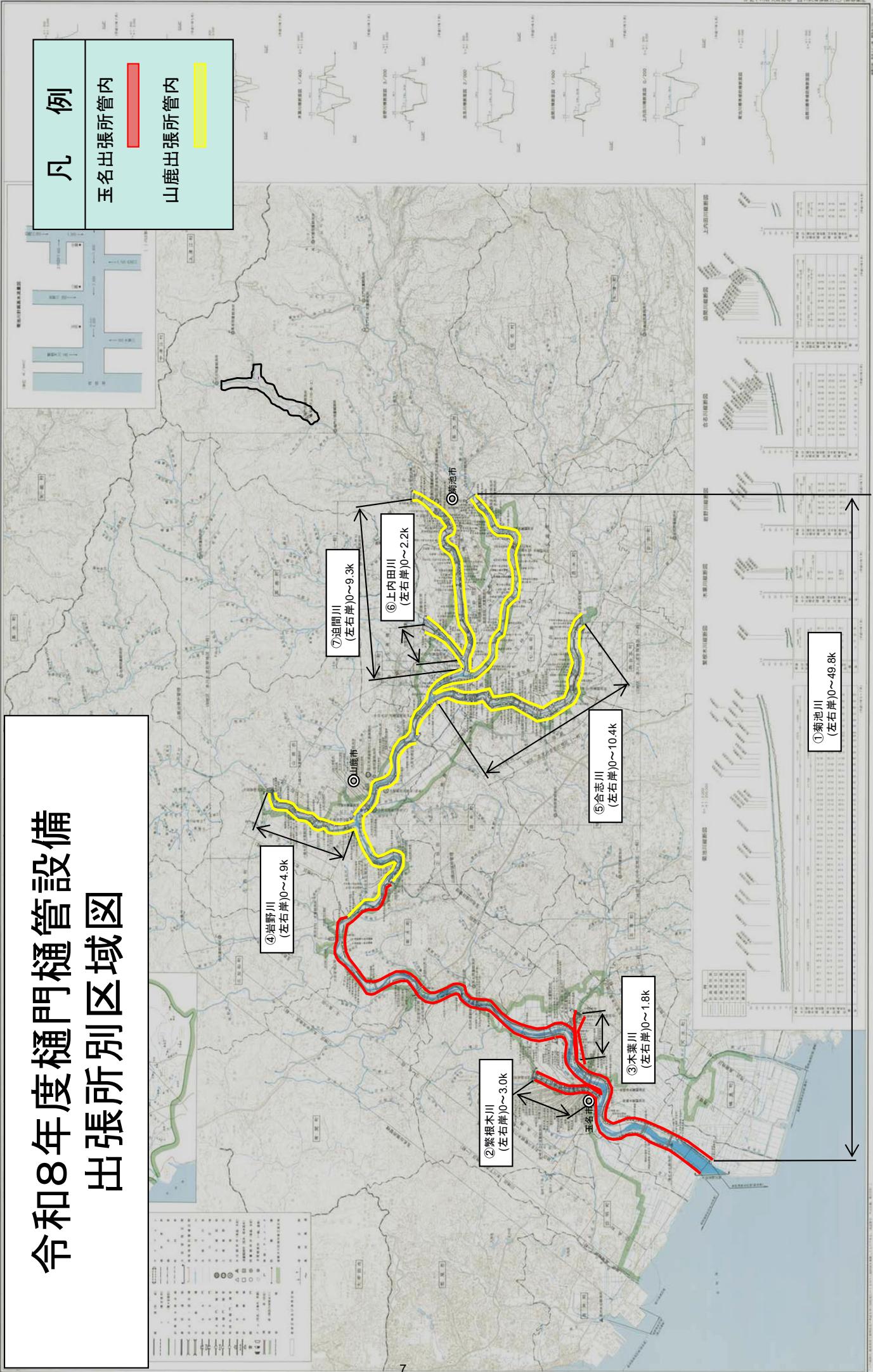
設 備 区 分	協 定 対 象 施 設	設 備 要 件	応 急 対 策 内 容	派 遣 場 所
排水ポンプ設備	玉名排水機場	排水を目的とした陸上用ポンプ設備	設備故障等における復旧及び支援	玉名市秋丸地先
	志々岐排水機場	排水を目的とした水中ポンプ又は陸上用ポンプ設備		山鹿市南島地先
	江栗排水機場	排水を目的とした水中ポンプ又は陸上用ポンプ設備		玉名郡和水町江栗地先
堰・水門設備	山鹿大堰	河川用中・大型水門（扉体面積10m <sup>2</sup> 以上）設備	設備故障等における復旧及び支援	山鹿市志々岐下津留地先
	加恵堰			菊池市七城町菰入地先
	寺田水門			玉名市津留地先
	菰入水門			菊池市七城町菰入地先
樋門・樋管設備	山鹿出張所管内の樋門・樋管 (別添区域図参照)	河川用水門設備	設備故障等における復旧及び支援	山鹿出張所管内 (山鹿出張所)
	玉名出張所管内の樋門・樋管 (別添区域図参照)	河川用水門設備		玉名出張所管内 (玉名出張所)
竜門ダム設備	ダム放流設備	ダム用水利設備(扉体面積10m <sup>2</sup> 以上)	設備故障等における復旧及び支援	菊池市龍門地先
	津江導水路機械設備			日田市中津江村 柄野地先
	立門導水路機械設備			菊池市重味地先

# 令和8年度樋門通管設備 出張所別区域図

凡例

內管所張出名玉

山鹿出張所管内



# 公 告

## 令和8年度菊池川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定 (光ケーブル関係部門)

次のとおり公告します。

令和 8年 1月30日

国土交通省九州地方整備局  
菊池川河川事務所長 上水樽 昌幸

### 1 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、菊池川河川事務所の直轄管理区間（河川区域以外に設置した施設を含む。）及び災害対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令等指示された場所において、大規模な災害が発生した場合、緊急的に応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速な応急復旧に資することを目的としている。

#### (2) 基本協定区間

菊池川河川事務所が管理する直轄区間（河川区域以外に設置した施設を含む。）（以下、菊池川河川事務所直轄管理区間という。）。ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長又は災害等支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体等）において発生した災害等の応援対策の要請をする場合がある。

#### (3) 基本協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 基本協定締結業者の選定

本協定締結業者の選定は2社程度を予定しており、提出された技術資料及びそれらに関し確認が必要な場合においては、ヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を選定する。

##### 1) 提出する技術資料

- ① 工事の実績
- ② 応募地域までの距離
- ③ 緊急時出動人員
- ④ 会社の保有技術者
- ⑤ 保有機材
- ⑥ 災害協定等の有無及び相手方
- ⑦ 災害対応の出動の有無
- ⑧ 参加資格の認定通知書の写し

#### (5) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

## 2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和8年4月1日時点において受けていること。  
なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 技術資料の提出期限の日から協定締結の日までの期間において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（協定締結参加資格確認申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (6) 経常建設共同企業体にあっては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請の鏡の写しを添付すること。  
なお、令和9年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。  
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 平成22年度以降（平成22年4月1日から公示日までの間）に下記の機関が完成した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績があること。  
・国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。）  
・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）  
・地方公社（地方公共団体が地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。）  
ただし、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。
- (9) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、菊池川河川事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。

### 3 基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所  
担当 管理課長（内線331）  
電話 0968-44-5435（直通）

又は、次の部局においても対応する。

〒861-1672 熊本県菊池市龍門870  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 龍門ダム管理支所  
担当 電気通信係長（内線35）  
電話 0968-27-1120（直通）

#### (2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 公示日から令和7年2月19日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 2F 管理課  
又は、次の部局においても対応する。  
〒861-1672 熊本県菊池市龍門870  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 龍門ダム管理支所  
〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12-1  
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 情報技術課
- ③ 交付方法 : 手渡しにより電子媒体(CD)で交付する。

#### (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 公示日から令和8年2月19日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CDに保存し、紙と併せて提出すること。）により提出する。

### 4 その他

#### (1) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

#### (2) 技術資料の作成要領、協定締結受託者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。

## 公 告

令和8年度 菊池川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定  
(測量・設計部門) (地質調査部門) (流量検討・河道計画検討等部門) 及び (航空写真撮影部門)  
の締結

次のとおり公告します。

令和 8年 1月 30日

国土交通省 九州地方整備局  
菊池川河川事務所長 上水樽 昌幸

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、菊池川河川事務所が直轄管理を行う河川又はダムにおいて、大規模な災害等が発生若しくは災害の発生が予測された場合に迅速で的確な災害対応を行うため、あらかじめ特定の企業と協定締結をすることにより、測量・設計、地質調査、流量検討・河道計画検討等及び航空写真撮影を迅速に実施することを目的としたものである。

#### (2) 協定対象部門及び協定対象企業数等

本協定の対象部門は、下記のとおり予定している。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長又は災害等支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

##### 【業務分野】

対象部門	協定対象区域	参考 (R 7年度協定実績企業数)
測量・設計	菊池川河川事務所管内	12 社
地質調査	菊池川河川事務所管内	10 社
流量検討・ 河道計画検討等	菊池川河川事務所管内	4 社
航空写真撮影	菊池川河川事務所管内	4 社

※当事務所が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十七条の規定に基づき管理区間外の事務を行う場合には、その事務を行う範囲を本協定の対象区域とする。但し、それ以外の区域であっても当事務所が必要と判断した場合は、本協定の対象区域とする。

#### (3) 協定期間 令和 8年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日

#### (4) 協定を締結する企業の特定

1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。

本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

①技術者の所在地（流量検討・河道計画検討等部門は除く。）

②災害を想定した簡易な業務実施計画

- ③有資格技術者数等
- ④対象部門の企業としての業務実績

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象企業を特定する。  
ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

(5) 本協定締結後の業務等の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあって、当事務所が業務等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる業務等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は業務等の請負契約を速やかに締結するものとする。

2) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の土木関係建設コンサルタントの一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 技術資料の提出期限の日から協定締結の日までの期間において、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 国、県、市町村が発注する業務であって、平成27年度以降（平成27年4月1日から公示日までの間）に完了したもので、かつ、「測量・設計部門」「地質調査部門」「流量検討・河道計画検討等部門」及び「航空写真撮影部門」に該当する業務実績があること。

(7) 令和3年度以降公示のうち、九州地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評点が60点以上であること。但し、評点通知を受けていなかったため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく九州地方整備局発注業務（港湾空港関係除く）の実績がない場合は、この限りでない。

(8) 1) 「業務分野：測量・設計部門、地質調査部門、航空写真撮影部門」については、本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店・支店等の住所で、配置予

定技術者が恒常に常駐しているところに限る。以下同じ）が熊本県内に所在すること。

また、熊本県内の本店・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。

「測量・設計部門」：測量士1名以上かつ、博士又は技術士又はRCCM 1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博士：土木工学系に限る

技術士：建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門

「地質調査部門」：博士又は技術士又はRCCM 又は地質調査技士1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博士：土木工学系に限る

技術士：建設部門又は応用理学部門〔選択科目が地質に限る〕又は

総合技術監理部門〔選択科目が建設部門又は応用理学－地質に限る〕

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門又は地質部門又は土質及び基礎部門

「航空写真撮影部門」：測量士1名以上

2) 「業務分野：流量検討・河道計画検討等部門」については、九州管内に本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店・支店等の住所による。）を有していること。また、以下の資格を有する者を配置できること。

「流量検討・河道計画検討等部門」：博士又は技術士又はRCCM 1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博士：土木工学系に限る

技術士：建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門

（9）緊急事態発生時に伴う協力要請があった場合、当事務所へ配置予定技術者が緊急に参集できる体制を確保できること。

（10）災害を想定した簡易な業務実施計画が適切であること。

### 3. 基本協定に関する手続等

#### （1）担当部局

〒861-0501

山鹿市山鹿178（電話 0968-44-2171）

国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所

担当：流域治水課長 及び 流域調整係長

メール：hoshiko-t8910@mlit.go.jp

koga-t8916@mlit.go.jp

qsr-kikuc\_ryuchi01@mlit.go.jp

#### （2）技術資料等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間： 令和8年1月30日（金）から令和8年2月19日（木）までの土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

- ② 交付場所：山鹿市山鹿178  
国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所 2階 流域治水課
- ③ 交付方法：手渡しにより、電子媒体（CD）で交付する。

### （3）技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月19日（木）までの土曜日、  
日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

- ② 提出場所：〒861-0501  
山鹿市山鹿178（電話：0968-44-2171）  
国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所  
担当：流域治水課長 及び 流域調整係長  
メール：hoshiko-t8910@mlit.go.jp  
koga-t8916@mlit.go.jp  
qsr-kikuc\_ryuchi01@mlit.go.jp  
※メール提出の際は上記3つのアドレス宛に提出すること。
- ③ 提出方法：メール又は郵送等により提出する。  
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。  
提出期間内に必着。

### 4. その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

令和8年度 菊池川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定  
 (測量・設計部門)(地質調査部門)(流量検討・河道計画検討等部門)及び(航空写真撮影部門) 対象区域

